

# 野外焼却は法律で禁止されています！



家庭や事業所から出るごみの焼却（野焼き）は法律により、一部の例外を除いて全面的に禁止されています。この禁止規定に違反した場合には、5年以下の拘禁刑や1,000万円以下の罰金を科せられる場合があります。（法人に関しては3億円以下の罰金）

また、法定基準を満たさない焼却炉の使用は、野焼きと同じとみなされます。

ごみは燃やさずに分別・出し方を守り、指定された収集日に所定の場所へ出しましょう。

## ○例外となる焼却について

- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんど祭など）
- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（焼き畑、稻わら焼きなど）
- 軽微な焼却（軽微な落ち葉焚きなど）

## ○近隣の方へ配慮しましょう

一部の野焼きは例外とされていますが、焼却の際に出る煙やにおいによって近隣の方から苦情が寄せられるケースが多く見られます。そういった場合には行政指導の対象となり、野焼きを中止していただくことがあります。近隣の方の生活に支障をきたすことの無いよう、下記の内容に十分に配慮しましょう。

- 風向きや強さ、行う時間帯を考慮しましょう。  
(早朝や夜間だから大丈夫というわけではありません。)
- 煙の量や臭いが近隣の人の迷惑にならない程度の少量にとどめましょう。  
(植物はよく乾かして煙の発生を抑えましょう。)
- 近隣の人に事前に一声かけましょう。  
(ご近所の理解を得て迷惑にならないよう気を付けましょう。)

お問い合わせ

市民生活部環境課 0220-58-5553